

■ 4条1項11号

不服 2024-008714

＜本願商標＞

「マシュマロマット」(標準文字)

第20類「乳児用寝台，ベビーサークル，幼児用ハイチェアー，ソファ，寝いす，家具，ベビーサークル用マット，スリーピングマット，乳児寝返り防止用クッション，乳児の頭のサポート用クッション，再利用可能な乳幼児のおむつ替え用マット，寝具類（リネン製品を除く。），座布団，クッション，マットレス，揺りかご，ペット用ベッド，ペット用クッション，取り外し可能な流し台用マット，乳幼児用浴室用椅子，キャンプ用マットレス」

第24類「食卓用リネン製品（紙製を除く。），織物製のテーブルマット，織物製テーブルナプキン，乳幼児のおむつ換え用敷き布，乳児用寝台緩衝材（リネン製品），布団，敷布，タオル，ふろしき，布製身の回り品，織物，フェルト，不織布，オイルクロス，ビニルクロス，ラバークロス，プラスチック製クロス，スリーピングバッグ，スリーピングバッグライナー，乳児用おくるみ」

第27類「フロアマット，滑止めマット，マット（敷物），敷物，洗い場用マット，浴室用マット，体操用マット」

＜結論＞

原査定を取り消す。

本願商標は、登録すべきものとする。

＜原査定理由＞

マシュマロ
marshmallow
引用商標：

第35類「・・・，織物及び寝具類の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供・・・，敷物の小売又は卸売の業務において行われる顧客に対する便益の提供，・・・他」

<理由>

※読みやすくなるように、以下、当事務所にて下線や改行等を挿入しております。

本願商標は、「マシュマロマット」の文字を標準文字で表してなるところ、その構成中の「マシュマロ」の文字は、「洋菓子的一种。砂糖・卵白・水飴・ゼラチン・香料などを混ぜ合わせ、コーン・スターチの中で固めて作る。軟らかいゴム状で、ふんわりした感触がある。」を、「マット」の文字は、「(1) 玄関や部屋の入口などに置き、履物の泥を拭うための敷物。(2) 床などに敷く敷物。また、布団の下に敷く、弾力性のあるもの。(3) 器械体操やボクシングのリングの床などに用いる厚い布製の敷物。」を意味する語（いずれも「広辞苑 第七版」岩波書店）であり、構成各文字が同書同大で間隔なく表されており、全体として外観上まとまりよく一体的に表されているものである。

そして、「マシュマロ」の文字は、「マシュマロみたいな」等の表現で、ふんわりした様を表すために用いられることがあり、また、「マット」の文字は、「フロアマット」「キッチンマット」「ドアマット」などのように、他の語と組み合わせて用いられることも多いことからすれば、本願商標はその構成全体から「マシュマロのようなマット」ほどの一体的な意味合いを認識させるものといえ、「マシュマロのようなマット」ほどの一体的な観念を生じるものである。

また、本願商標の構成全体から生ずる「マシュマロマット」の称呼も格別冗長というべきものでなく、よどみなく一連に称呼できるものであり、その他、本願商標から、殊更、「マット」の文字のみを捨象し、「マシュマロ」の文字部分のみが独立して認識されるとみるべき特段の事情は見い出せない。

してみれば、まとまりよく一体的に表された本願商標の態様より、需要者は、本願商標を一体不可分のものと認識、理解するとみるのが相当であるから、需要者に対し商品の出所識別力標識として強く支配的な印象を与える部分であるとして、本願商標の構成中、「マシュマロ」の文字部分を分離抽出し、これを前提に、本願商標と引用商標とが類似するものとして、本願商標を商標法第4条第1項第11号に該当するとした原査定は、取消しを免れない。

その他、本願について拒絶の理由を発見しない。

よって、結論のとおり審決する。

弁理士コメント

本願商標「マシュマロマット」は、まとまりよく一体的に表されたものであって、本願商標の態様より、需要者は、本願商標を一体不可分のものと認識、理解するとみるのが相当であるから、引用商標「マシュマロ\marshmallow」とは非類似であると判断されました。

本事件の主な論点は、本願商標の指定商品には「マット」が含まれていることから、これらとの関係で、本願商標「マシュマロマット」を構成する「マット」の語が、識別力の観点からどのように扱われるかという点でしょう。

原則的・一般的な判断手法ですと、この場合、本願商標「マシュマロマット」を構成する「マット」の語には識別力が認められないとして、残りの「マシュマロ」の語が要部になるとされた上で、これが引用商標「マシュマロ\marshmallow」と比較され、両商標は類似すると判断されるものと考えられます。実際に、原審査においては、このように判断されたものと思われます。

しかしながら、本審決では、本願商標「マシュマロマット」はあくまで一体不可分のものと認識・理解されるから、「マシュマロ」の文字部分が分離抽出されることはなく、引用商標「マシュマロ\marshmallow」とは非類似であると判断された次第です。

商標「○○○」と、商標「○○○□□□」（※「□□□」は指定商品の普通名称）の類否については、拒絶査定不服審判でも頻繁に争われており、事例としては「あるある」ではあります。最近では、非類似と判断される傾向があるように思われるものの、原則的な考え方によれば類似と判断されても全くおかしくないため、我々商標専門の弁理士であっても、事前に特許庁の判断を予測するのは難しいというのが正直なところです。

本事件では、本願商標を構成する「マシュマロ」の語も識別力が比較的弱いと考えられることから、全体としての一体不可分性が認められやすかったのではないかと思料されます。

なお、本事件とは請求人が異なる事件ですが、「マシュマロケット」と「マシュマロ\marshmallow」が、同様に非類似と判断された審決（不服 2024-005472）があります。（※前者は「マシュマ」＋「ロケット」ではなく「マシュマロ」＋「ケット」であり、「ケット」は「（ブランケットの略。）毛布。」を意味する語となります。）

また、最近の審決では、「おまかせレンジ」と「おまかせ」が非類似と判断された事件（不服 2024-008864）（※前者の指定商品には「レンジ」が含まれる）や、「あさひアンテナ」と



「」が非類似と判断された事件（**不服 2024-015539**）（※前者の指定商品には「アンテナ」が含まれる）等もあります。

（弁理士 永露 祥生）
＜ 2 0 2 5 年 5 月 2 5 日 ＞